

平成 15 年 6 月 30 日

西東京市教育委員会
教育長 茂又好文 様

西東京市スポーツ振興審議会
会 長 渡 邊 一 雄

「西東京市スポーツ振興計画の策定」について(答申)

貴西東京市教育委員会から、平成14年3月14日付13西教生社第105号にて諮問のあったこのことについて、下記のとおり取りまとめたのでここに答申する。

記

「西東京市スポーツ振興計画の策定について」

- スポーツで心がふれあうまちをめざして - (答申)

1 部

西東京市スポーツ振興計画の策定について
スポーツで心がふれあうまちをめざして
(答 申)

平成 15 年 6 月 30 日

西東京市スポーツ振興審議会

目 次

はじめに	1
1 本答申の基本的な視点	1
(1) 新市が求めるスポーツ施策構築への共通認識の醸成	
(2) 行政が求めるスポーツ環境の指針の策定	
(3) 学校施設開放から共同利用への意識轉換	
(4) 総合型地域スポーツクラブの育成	
2 本答申におけるスポーツ振興の基本的考え方	2
(1) 西東京市がめざす生涯スポーツの意義	
(2) 西東京市におけるスポーツ振興の施策目標	
第1章 スポーツ施設の整備・充実について	3
1 公共スポーツ施設の整備・充実と今後の具体的方策	3~5
(1) 公共スポーツ施設についての現状	
(2) 今後の具体的方策	
ア 社会の変化に対応した施設整備	
イ フレキシブルな管理運営方法	
ウ 東京 多摩 国民体育大会へ向けての施設整備	
2 学校体育施設開放の充実と今後の具体的方策	5~6
(1) 今後の具体的方策	
ア 学校開放を進めるために必要な条件の整備	
イ 学校体育施設の「開放」から「共用」への意識轉換	
ウ 都立高校の学校開放の活用	
エ 私立高校と私立大学の体育施設の活用	
3 企業・民間スポーツ施設活用の今後の具体的方策	6~7
(1) 企業・民間スポーツ施設についての現状	
(2) 今後の具体的方策	

第2章 指導者の育成・活動について	8
1 スポーツ指導者の育成・活用の今後の具体的方策	8～10
(1) スポーツ施設の人的配置の現状	
(2) 今後の具体的方策	
ア 多様な指導者の養成、活用	
イ スポーツリーダーバンクの設立と活用	
第3章 社会体育事業の推進・拡充	11
1 スポーツ行事と振興プログラム事業の充実と今後の具体的方策	11～12
(1) スポーツ行事(イベント・大会等)の現状と今後の方策	
(2) プログラム事業(各種スポーツ教室等)の現状と今後の方策	
2 総合型地域スポーツクラブの育成と今後の具体的方策	12～13
(1) 総合型地域スポーツクラブの意義	
(2) 総合型地域スポーツクラブの立ち上げと運営の方策	
ア 総合型地域スポーツクラブ発足に向けての地域状況の把握	
イ 地域の人的環境の把握	
ウ 活動拠点の確保と整備	
エ 準備委員会のメンバー構成	
オ 体育協会、体育指導委員、学校等のネットワークの構築	
3 全市的スポーツ振興推進体制の構築	14
おわりに	14

資料 1	西東京市スポーツ施設一覧	1
資料 2	スポーツ施設の整備指針	2
資料 3	スポーツ行政・施設への人的配置	3
資料 4	求められるスポーツ指導者の資格・分野	4
	西東京市スポーツ審議会答申審議経過一覧	5
	西東京市スポーツ振興審議会委員名簿	6
	諮問文(写)	

はじめに

西東京市スポーツ振興審議会は、平成14年3月14日、西東京市教育委員会より「西東京市スポーツ振興計画の策定について」の諮問を受けた。

本審議会は、この諮問を受けて鋭意審議をすすめていく中で、緊急を要する事項について、平成14年10月21日「合併後の調整を要する施策の緊急かつ重要な個別的課題について（提言）」として中間の提言を行い、引き続き、本諮問に示された具体的な事項について審議を重ねた。

1 本答申の基本的な視点

審議にあたっては、教育委員会より提示された主旨からして、西東京市スポーツ振興計画策定に向けて我々に求められている意見の集約を、以下の視点にたって進めていくことを確認した。

(1) 新市が求めるスポーツ施策構築への共通認識の醸成

2市合併から生まれた西東京市が新市としてあらためてスポーツ施策の構築を求めていること。その施策の策定にあたっては、関係者が共有された認識にたって課題を捉え審議し、その過程の中で、スポーツ領域についての共通認識が醸成されることへの必要性と期待があること。

(2) 行政が求めるスポーツ環境の指針の策定

世代を超えて多様な属性による市民の豊かなスポーツ環境を構築するための指針が求められていること。

(3) 学校施設開放から共用への意識転換

生涯学習社会が到来する中で地域社会と学校が一体となってスポーツの場を構築することが要請され、「学校の体育施設開放」から地域との「体育施設の共用」へと関係者の意識の転換と進展が要請されていること。

(4) 総合型地域スポーツクラブの育成

地域スポーツ振興を具体化する事業として「総合型地域スポーツクラブ」を発足させ、施設の整備、指導者の配置、市民による自主的な管理運営を実現するなどその育成を図ること。

2 本答申におけるスポーツ振興の基本的考え方

行政がこれから策定する「西東京市スポーツ振興計画」の基本的指針を示すにあたり、本審議会におけるスポーツ振興の基本的な考え方は、以下のとおりである。

(1) 西東京市がめざす生涯スポーツの意義

スポーツ活動は、「自ら身体を動かす主体」としての人間の根源的欲求から発動し、達成感、爽快感、楽しさを得るなど喜び満つる行為として個人の心身の健康の保持増進、体力の向上に寄与し、同時に個人の自己実現、生きがい、さらに他者との「連帯感」を醸成するなど、豊かで活力に満ちた社会を形成するために重要な活動として受けとめられている。

このことは、文化的形成者としての人間が、身体運動を再編成して創り出したスポーツが文化の一つの領域であり、スポーツにより身体を動かすことは、身体的存在である人間の本質に関わる行為であることを意味している。

西東京市が、実現しようとしている総合型地域スポーツクラブを軸とする生涯スポーツの環境整備は、学校体育・スポーツと地域(社会)スポーツを、さらに競技スポーツとを世代、時間と空間を超えて、さらには西東京市の文化としてひとつにする意義を有している。

(2) 西東京市におけるスポーツ振興の施策目標

- ア 豊かなスポーツ環境の整備
- イ 地域コミュニティの再生
- ウ 高齢化社会の進展に対応したスポーツ推進体制の確立

以上のような視点及びスポーツ振興の考え方に立って、本審議会は審議を重ね、西東京市スポーツ振興計画策定の基盤となる「施設」「指導者」「事業の推進」等の具体的諮問事項について調査、審議の結果、「西東京市スポーツ振興計画」を策定するための指針として取りまとめたので、ここに答申する。

第1章 スポーツ施設の整備・充実について

スポーツ施設の整備・充実は、スポーツ振興の基礎的条件となるものである。西東京市の施設数は昭和59年の向台運動場、総合体育館、市民公園グラウンド及び平成5年のスポーツセンターの新設をピークに量的需要は満たしたかに見えるが、今後は必要な施設の新増設と合わせて、既存施設の整備・充実や運営管理の見直しとサービスの提供の意識改革など質的充実が求められる。さらに、『西東京市市民意識調査報告書（平成14年3月）』によると、スポーツ振興のために必要な取り組みとして、「各種体育施設の整備と活用をはかっていく」と答えた市民が53%にのぼっており、交流の場の設置、多目的広場の付帯設備の改善、利用者が快適でしかも安全で使いやすい、利用者の視点にたったスポーツ環境の整備と活用を図るよう、市民の2人に1人が求めている。これからのスポーツニーズは、量的需要から質的充実へ、さらにはスポーツ活動を通じての心の豊かさを求めている。スポーツを生活の一部として捉える市民意識の潮流を感じる。そのため行政は、西東京市独自の施設整備の指針を策定し、市民ニーズに整合しかつ計画的に、市民の求めるスポーツ需要にバランスのとれた施設を供給していかなければならない。

1 公共スポーツ施設の整備・充実と今後の具体的方策

(1) 公共スポーツ施設についての現状

当市の公的施設は、面積要件は満たすものの、設備面等公式規格条件を満たしていない。そのため、陸上競技、競技用プール、野球場、ソフトボール、サッカー場ともに、一部のインドア競技種目以外すべて公式の競技場としては認められず、上部大会等の施設新設には膨大な建設費用がかかる現状にある。

面積が一番広い向台運動場は、石神井川の調整池の代替利用地であるため河川法の規制により付帯設備等設置の規制に抵触する恐れがあり、利用者の快適性、利便性に著しく欠けるものがある。

西東京市のスポーツ施設数は、公共施設、学校、民営等合わせて約90施設ある。別添資料2による「施設整備指針（平成元年保健体育審議会答申）」によると人口18万人の当市の現状は、質・量共に適合せず今後の努力が必要であろう。

今後、合併効果を考慮しても長期低迷する経済不況下では、財政的にも整備基準をクリアーするには無理があり、また、建設後の費用対効果から見て難しいところである。

(2) 今後の具体的方策

ア 社会の変化に対応した施設整備

車椅子対応スロープやエレベータの設置、階段両側の手すり等の設置等(ハートビル法の設置義務)、高齢者や障害のある人との「共生」できるスポーツ環境整備はもとより、プレイする空間やアフタースポーツの快適性を確保したアメニティー施設整備も求められる時代である。屋内体育館の空調、照明、BGM。また、温水プール、エアロビクス施設の音響などの整備は、快適なプレイや健康づくりに好影響を与えるものであり、運動後のシャワー室やロッカー室、リラックスして談笑できるレストハウスなども快適空間を演出する。また、屋上緑化等のヒートアイランド対策や、雨水再利用等環境面にも配慮することを忘れてはならない。

これからのスポーツ施設は、市民の「だれでもが」快適にスポーツを行うことができる、環境面にも配慮した施設整備が求められる時代である。

イ フレキシブルな管理運営方法

今後のスポーツ施設の管理運営にあたっては、社会の変化と市民スポーツニーズの多様化に整合したフレキシブルな管理運営方法について、多方面からの検討が必要である。

(7) 効率的、機能的管理運営方式の採用

景気低迷時代に簡単に新設・改修することは、難しい現状である。今後の施設の管理運営にあたっては、PFI方式(民間主導社会資本整備)を導入するなどの大胆かつ柔軟な発想での対応が必要である。また、管理費の増大を考えれば、都営バス・地下鉄の広告・調布の味の素スタジアムの例もあり、ネーミングライツ(命名権)も将来の研究課題として検討の対象になる。

(1) 簡素で迅速な施設利用手続き

使用手続きが簡単で使いやすい公的施設のロビー端末、インターネット、携帯電話(ezweb・iモード・j-sky対応)Lモード、電話(音声応答)、ファックス(空き状況のみ)等マルチメディアでの公共予約施設システムが平成14年10月から稼動した。今後とも、運営面、定期的点検、費用対効果の検証をしながら、利用者の視点から見た改善に向けての迅速な対応が求められる。

(ウ) 市民の利用状況にあった利用時間等の検討

既存施設の利用時間の拡大(夜間照明施設の増設、早朝時間の利用)は、個人の日常生活における自由時間の増大からくる必然的社会的ニーズであり、施設の立地条件も加味して整合性ある時間帯の延長あるいは早朝時の利用を検討する必要がある。

また、利用状況を調査し、個人から団体まで共存できる柔軟な対応やプレイヤーのレベル、種目の多様性に対応した工夫が要請されている。

(I) 利用者主体の管理運営方式の検討

将来的には、利用者主体の管理運営方式として、地域に根ざした市民参加による施設運営協議会やあるいはスポーツ団体による施設運営管理方式の検討が望まれる。

また、民間委託の拡大、文化・スポーツ振興財団の有効活用、体育協会の協力、スポーツ団体のボランティアによるメンテナンス等を通じて、市民が行政依存体質から脱皮し、市民主導の発想によるスポーツ団体、NPOボランティア団体と行政との協働の促進等、行政の創意工夫による多様な管理運営の事業展開が求められる。

ウ 東京(多摩)国民体育大会へ向けての施設整備

スポーツ活動を日常的に行うには、スポーツ施設の確保が市民には最大の関心事であり、また、行政においても、施設整備は、財政、管理、まちづくりなど総合的、かつ体系的に取り組むべき課題でもある。

今後は、10年後の平成25年度開催に内定している東京(多摩)国民体育大会開催を見込んで、現状の施設では、開催を誘致するには無理があるので、施設の新設等の対応が求められる。

2 学校体育施設開放の充実と今後の具体的方策

学校体育施設については、地域のスポーツの「場」として、より利用し、使いやすく、親しみのもてる施設として見直すべきである。地域との連携を深めるといふ地域コミュニティの確立の手段としてもまた学校開放は大切である。

(1) 今後の具体的方策

ア 学校開放を進めるために必要な条件の整備

学校体育施設開放を進めるに必要な条件整備は、ソフト面では、地域住民

主導の自主的管理運営組織の体制づくりが不可欠である。

ハード面では、生徒・児童と別の出入り口の設置、専用トイレの設置、夜間照明、柵やネットの設置、管理組織用事務室のための余裕教室の利用等の整備が必要である。

イ 学校体育施設の「開放」から「共用」への意識転換

学校開放の実態を見ると中学校の開放は部活動と競合し、あまり利用されていないのが現状である。

しかし、ゆとり教育と生きる力を育む心の教育を標榜する新学習指導要領の導入や学校週五日制の完全実施により、休日になった土曜日の有効活用を含めて、より地域・家庭との連携、融合が必要不可欠となる。そのためには、学校開放を学校施設の「提供」からスポーツ活動への「共用」、利用する人的・物的共有財産という、新しい視点から見直す必要がある。

さらには、土・日・放課後の学校開放を学校管理責任から解放し、地域社会が担うことができるよう、地域教育力の醸成に向けた取り組みが求められる。

ウ 都立高校の学校開放の活用

東京都教育庁では、開放率100%目標を目指し、市内3つの都立高校では、年間20日間、土曜・日曜を中心に開放している。市民参加を基本とした自主的な学校開放運営協議会を設立し、管理運営、調整を委託しているが、今後なお一層の日時の拡大と内容の改善が望まれる。

エ 私立高校と私立大学の体育施設の活用

当該高校及び大学の教育方針があり、現状では随時貸与の形式を取っている。行政への定期的貸与は、教育活動上支障があり定期的利用の困難はあるが、地域に開かれた学園として、支障のない範囲で市民スポーツの開放に向けて理解が得られることが必要である。

また、私立大学・高校には優れたかつ専門的な指導者が所属していることから、貴重な資源としてスポーツ講座の開講等の活用を検討して折衝することが必要である。

3 企業・民間スポーツ施設活用の今後の具体的方策

(1) 企業・民間スポーツ施設についての現状

企業スポーツ施設は、企業の社員の厚生施設として、また、企業スポーツ

は、地域のスポーツ水準向上に貢献し有名アスリートや企業クラブを輩出するなど地域振興やまちおこしのため重要な位置を占めている。

なお、民間スポーツ施設は市内に約36施設あるが、数字的には学校施設数とほぼ同程度である。内容を見ると多目的複合施設で、スポーツセンターや総合体育館と同程度の類似施設である。特長としては、温水プール、テニスコート、アスレチッククラブ等が併設していること、インストラクターが常置して指導してくれる等である。現在、市内に4施設ある。ほかに単一種目として、テニスコート(7)ゴルフ練習場(7)が多く、古武道(6)「少林寺拳法、空手、合気道等」多目的複合施設4施設を除くとレジャー・レクリエーション的な小規模な練習場、教室がある。(別添資料1参照)

(2) 今後の具体的方策

企業スポーツ施設については、バブル崩壊以後、休・廃部となり立派な体育施設だけが残っている企業もある。従前から支障のない範囲で貸与されてきた経緯もあり、行政サイドからの折衝と体育協会やスポーツ団体との連携のもとに企業の社会的貢献活動による理解を求め、ひろく市民に貸与の道が開かれるよう努められたい。さらに、施設貸与ばかりでなく市の人的財産として指導者、選手等の交流の場を設け市のスポーツ振興に貢献してもらう方策も考えられる。

また、民間スポーツ施設は、市民が健康増進のため、お金を払ってでも利用しようとするノウハウを持っている。市としても、明確な役割分担をした上で、ノウハウの活用等民間スポーツ施設の活用を検討すべきである。例えば平日、夜間、早朝の割引制度のように公共スポーツ施設ではできないサービスなど市民スポーツニーズの補完的役割ともなり、スポーツ振興の底辺拡大に寄与すると考える。

第2章 指導者の育成・活動について

市民スポーツ活動が多様化し、高度化している今日、スポーツ指導者には幅広い教養と高い専門知識、指導技術を備えることが求められている。そのためには、「スポーツ指導者の知識、技能審査事業の文部科学大臣認定制度」による認定指導者資格の取得者を確保し活用することが望まれる。さらに、スポーツリーダーバンクの設置を視野に入れた地域指導者の養成、スポーツ指導員体制の確立及び指導者相互間ネットワークの構築は、スポーツ振興に欠かせないスポーツ指導者の技術水準を向上させる手段として重要である。また、学校部活動の指導者となる顧問不足は切実である。部活動の休・廃止は予断を許さない状況にあり、外部指導員の導入等の効果を期待するところであるが、指導者の教育的効果はすぐに結果が出るものでなく、中長期的かつ継続的に取り組むことが肝要である。スポーツの振興における指導者の育成は、資格以前の指導者自身の意欲と情熱をもって適切な努力がなければ果たし得ないとの自覚をスポーツ関係者は持つべきである。

1 スポーツ指導者の育成・活動の今後の具体的方策

(1) スポーツ施設の人的配置の現状

市民のスポーツ活動への関心が高まっている中、市民の身近なスポーツ施設での質の高い技術・技能を備えたスポーツ指導者に対する需要が高まっていると考えられる。しかし、実際には各施設への人的配置は、受付業務・施設の管理・事故防止などが中心であり、スポーツ指導者やグラウンドの整備等の人員の不足が指摘されている。(別添資料3参照)

(2) 今後の具体的方策

スポーツ活動の振興のためには、場所・仲間・情報・プログラム等の環境整備の他に、指導者の果たす役割が重要である。

指導者には、スポーツに関する需要と現状とを把握して、スポーツ環境を改善し、市民のニーズを掌握する能力が求められる。従って、市における各種生涯スポーツの指導者の役割や資格要件を明確にして、指導者間の相互協力体制を確立し、その体系化を図ることが重要である。

ア 多様な指導者の養成、活用

市民スポーツ活動が多様化・高度化してる今日、高度な実践的な知識

と技能を持った多様なスポーツ指導者(資料4参照)の育成が求められ、各施設ごとに適した資格を有したスポーツ指導者を配置することが望ましい。

(7) 指導者の養成と資質の向上

スポーツ指導者の育成は、文部科学大臣認定の(財)日本体育協会や各競技団体が各種の指導者養成事業を実施しており、そのような機会を活用した指導者養成が必要である。西東京市においても、講習会を受講することにより、資格をもった多くの指導者が養成されており、その人材の有効活用が求められる。

また、行政は、指導者養成と合わせて、現在の西東京市のスポーツ振興のために必要な、指導者としての資質の維持向上にも努める必要がある。

(イ) 競技スポーツ団体指導者の活用

市民スポーツの振興において、各競技団体の優れた指導と高度な技術指導によって、健康なからだづくりを推進することができる。

また、競技団体指導者の活用により、人口18万都市にふさわしい競技スポーツ人口を保ち、都民大会及び各種大会に向けて競技力を身につけた優秀な選手の育成・努力を重ね、市民の期待に応えることも必要である。

(ウ) 文化・スポーツ振興財団のスポーツ指導員の充実

文化・スポーツ振興財団の専門的職員であるスポーツ指導員に、市民ニーズに合わせた各種スポーツ資格を習得させ、その資格を生かした地域でのスポーツ教室等の充実を図る必要がある。

(エ) 体育指導委員の活用

体育指導委員は、教育委員会のスポーツ振興に関わる各種事業の計画への助言、さらには、それぞれの地域で、ニュースポーツの普及活動、全市的イベント、スポーツ教室等への参画と実技指導にあたっている。

最近では、地域に根ざした総合型地域スポーツクラブのコーディネーターとしての役割が期待されている。

今後は、こういったスポーツ振興の中核的役割を担う体育指導委員の人員増と質的能力の向上が求められる。

イ スポーツリーダーバンクの設立と活用

市内には、スポーツ資格取得者が多く、その指導者の登録を行い、優秀指導者の活用が望まれる。さらに、西東京市独自の資格制度を設けるなどして、地域独自のスポーツニーズに見合った指導者を養成し、バンクの内容を充実することも必要だろう。市独自の資格制度を設けるとなれば資格統一基準や指導マニュアルの作成をつくる必要もあり、中長期的な予測需要と緻密な計画が求められる。

スポーツリーダーバンク制度の活用のためには、市民ニーズの掘り起こしや積極的な情報提供等、継続性ある行政の支援とバンク人材の中核となる体育協会の協力が必要であろう。

第3章 社会体育事業の推進・拡充

行政は、市民の日常生活におけるスポーツ活動の促進を図るため、文化・スポーツ振興財団及び体育協会、スポーツ団体等の協力を得て各種のスポーツ行事やスポーツ・レクリエーション振興プログラムを提供している。今後、多様化する市民ニーズに応え、多彩な行事を展開するためには、行政の意識と仕組みの変革により、柔軟な対応が求められている。そのためにも弾力的でフレキシブルな経営理念を主体にスポーツ事業を担う文化・スポーツ振興財団の活用は、これからのスポーツ振興の事業推進の要として期待されている。西東京市のスポーツイベントおよびスポーツ教室における現状と課題、今後の事業展開の方向性を明らかにするとともに、総合型地域スポーツクラブの取り組みについての具体的施策を提言する。

1 スポーツ行事と振興プログラム事業の充実と今後の具体的方策

スポーツイベントやスポーツ振興プログラムは、これまでに運動やスポーツに接する機会のなかった人、時間がないとか、面倒くさいとか、運動嫌いである人、かつてスポーツを行っていたがしばらく遠ざかっていた人等、そのような人々の思い腰を上げるために、誰もが気軽に参加できる魅力をもっていなければならない。

(1) スポーツ行事（イベント・大会等）の現状と今後の方策

西東京市のスポーツイベント事業としては、「市民スポーツまつり」（市民主体の実行委員会主催）と「西東京市総合体育大会」（文化・スポーツ振興財団と体育協会共催及び体育協会加盟団体主管）の二大イベントがある。

今後のスポーツの振興には、広く市民を対象にしたスポーツ交流機会は欠かせないものであり、その事業目的を十分果たすことができるよう、予算措置および運営方法の検討が求められる。

(2) プログラム事業（各種スポーツ教室等）の現状と今後の方策

西東京市のプログラム事業としては、教育委員会主催により、総合体育館を拠点とした体力づくり教室、市民スポーツデーのニュースポーツやウォークラリー等を体育指導委員により実施している。また、文化・スポーツ振興財団においては、スポーツセンターを拠点として、スポーツ指導員の指導による各種教室や委託事業の教室が実施されている。文化・スポーツ振興財団では、障害者スポーツ指導者講習会やアウトドアの障害者スポーツ教室も開催しており、こういったプログラムは、共生社会の適時性あるかつ文化・スポーツ財団ならではの先見性ある企画であり、今後は、障害者スポーツ大会

等の開催も検討されることを期待したい。

さらに、今後はより一層、自然に親しみながら家族や仲間同士で気軽にスポーツに親しむことが出来るよう、野外活動やレクリエーション事業の充実を図る必要がある。市の野外施設としては、海や山のない西東京市では唯一自然を体験できる貴重な公共施設として「菅平少年自然の家」があり、自然観察、ウォーキング、史跡ハイキング、ファミリーキャンプ、冬のスキー合宿など幅広く有効活用されている。また、ファミリーレクリエーションや青少年やの健全な育成の場としては、姉妹都市である下郷町や須玉町がある。こういった野外施設や姉妹都市の自然を活用した事業の企画実施が考えられる。

今後は、生涯スポーツ振興の観点からも、多様な対象者や種目、内容に対するプログラム事業提供しながら、自主グループを育て、全ての人々の生活の中にスポーツを定着させるようなスポーツ事業の展開が求められる。

2 総合型地域スポーツクラブの育成と今後の具体的方策

これまで、市民のスポーツの参加形態としては、行政が提供するスポーツ振興プログラムのスポーツ教室やイベントなどの事業に参加したり、学校や職場を中心とした運動部活動やスポーツサークルという形で行われてきた。

今後は、拠点となる施設を有し、地域住民により自主的に運営され、複数種目が実施可能で、子どもから高齢者までのあらゆる年齢層の会員で構成されている「総合型地域スポーツクラブ」の組織づくりが各自治体の喫緊の課題となる。

(1) 総合型地域スポーツクラブの意義

総合型地域スポーツクラブは、多種目にわたってスポーツ活動を行う会員制の集団で、各人が、性、年齢、体力に応じたスポーツの選択ができるだけでなく、個人のライフステージに応じたスポーツの選択が可能でなければいけない。

総合型地域スポーツクラブは、欧州諸国では、スポーツ活動だけでなく地域住民の社交の場になっており、地域コミュニティーの基盤となっている。

そのため、我が国の希薄になった地域社会、それにとמונau、教育力低下再生の手段としても期待されている。

総合型地域スポーツクラブは、子ども達の異世代間に起こる様々な心の教育を醸成し、また、小サークルの総合化により施設利用の調整が容易となり、限られた公共施設の効率的利用が可能となり、指導者不足問題も解決する。

同時に、学校部活動と総合型地域スポーツクラブの連携によって部活動後

退の要因の一つである顧問の不足・不在、部員減少の課題や子どもたちの多
種目スポーツニーズの対応にも外部指導者の提供と共に豊かなスポーツ環境
が可能となる。

(2) 総合型地域スポーツクラブの立ち上げと運営の方策

ア 総合型地域スポーツクラブ発足に向けての地域状況の把握

行政が総合型地域スポーツクラブを作る地域を選定するにあたっては、
当該地域のスポーツ活動状況を把握することが大切である。例えば、地域
住民のスポーツ意識やニーズ・スポーツ連帯感、スポーツ活動の実施状況
や参加率・参加しない理由、拠点となる施設やその規模等、こういった地
域の基本情報を把握することは、今後のスポーツ振興計画策定の事前調査
ともなり、必要不可欠の要件である。

イ 地域の人的環境の把握

総合型地域スポーツクラブ発足に関わるメンバーは、地域で長年スポー
ツ振興に貢献してきた人々や指導者、団体等で地域社会とスポーツとの関
係や総合型地域クラブの意味を充分理解している人々に参加してもらう必
要があり、そのための人的環境の把握が必要である。

ウ 活動拠点の確保と整備

クラブの活動拠点の整備が重要であり、できれば公的既存スポーツ施設
が適切である。学校施設ならば総合地域スポーツクラブとして必要な施設
整備が必要となろう。

エ 準備委員会のメンバー構成

準備委員会発足については行政の働きかけが必要であり、組織運営経験
のある既存の単一クラブに入ってもらうことが成否のかぎとなる。次に中
核となる体育指導委員、体育協会、青少年育成会の代表者等の他にも、老
人クラブ、自治会、福祉関連・社会教育関係団体にも働きかけて参加して
もらうことが肝要である。そしてこの準備委員会を中心に、地域の人
びとを対象にしたプログラム提供や施設運営のできるスポーツ事業の企画
立案・運営能力を持つ運営組織として組織化されることが大切である。

オ 体育協会、体育指導委員、学校等のネットワークの構築

総合型地域スポーツクラブは、自主運営といっても多様なスポーツ活動
を展開するためには、その活動の質を高めるための人材やノウハウをクラ
ブ外に求める必要があり、関係組織、関係者等のネットワークの構築が大
切である。

3 全市的スポーツ振興推進体制の構築

スポーツ振興により、健康で豊かな活力あるまち西東京市の構築が、スポーツ行政の究極的施策目標でなければならない。

今後は、スポーツプログラム事業等の充実に加えて、市民のライフステージに整合したスポーツ環境の条件整備をより一層推進するため、行政を中心として市民、関係団体・機関関係者（学校関係者、体育指導委員、体育協会役員、文化・スポーツ振興財団、競技団体役員、PTA、地元企業、町内会、既存団体等）により構成された、全市的スポーツ推進組織体制の構築が求められる。

お わ り に

本審議会は、1、市民が充実した生きがいある豊かな生活を送るための環境づくり2、希薄になった地域コミュニティの再生、3、高齢化社会の進展に対応したスポーツ振興体制の確立の3項目を新しい西東京市のスポーツ振興の施策目標として掲げ、西東京市スポーツ振興の基盤的施策である「スポーツ施設の整備・充実」「指導者の育成・活動」「社会体育事業の推進」について、慎重かつ可能な限りの現況把握、および将来を見据えた今後の方策を明確にしつつ、答申としてまとめたものである。

本審議会は、この答申が、合併後の西東京市初のスポーツ振興計画指針として十分に生かされ、実効性ある「西東京市スポーツ振興計画」が策定されることを期待して答申とする。

資料 1 西東京市スポーツ施設一覧

(1) 西東京市公共体育施設

(平成 15 年 4 月調査)

No.	施設名	面積	主たる施設内容	開設
1	総合体育館	3,105 平米	体育室トレーニング室 バ-ベル室 健康体力相談室	S59.4
2	スポーツセンター	4,965 平米	体育室 温水プール トレーニング室 ランニング走路	H5.5
3	市体育館	1,062 平米	バドミントン バレー卓球 体操 ダンス	S50.4
4	武道場	1,259 平米	柔道 剣道 弓道	H11.1
5	テニスコート	1,202 平米	テニス人工芝 2 面	H6.3
6	芝久保第二運動場	6,737 平米	テニス(クレー 2 面・人工芝 3 面) ゲートボール 2 面	H5.4
7	向台運動場	20,296 平米	軟式野球 ソフトボール サッカー	S59.9
8	市民公園グラウンド	6,972 平米	少年野球 ソフトボール サッカー	S59.4
9	北原運動場	5,060 平米	少年野球 少年サッカー	S57.4
10	ひばりが丘運動場	5,627 平米	少年野球 少年サッカー 1 面	H8.4
11	健康広場	3,929 平米	野球 ソフトボール サッカーの練習程度	H5.5
12	芝久保運動場	3,610 平米	少年野球 少年サッカー 女子ソフトボール	S58.3
13	西原広場	512 平米	ゲートボール	S62.7

(2) 学校体育施設.....(合計 38)

1. 公立学校体育施設 小学校 (19)、中学校 (9).....(計 28)
2. 都立高校体育施設 田無、田無工業、保谷 田無養護学校(計 4)
3. 私立高校体育施設 文華女子高校、桜蔭高校、岩倉高校、武蔵野女子学院(計 4)
4. 大学体育施設 早稲田大学東伏見運動場、武蔵野大学体育施設 (計 2)

(3) 民間営利スポーツ施設

(総合スポーツ施設(4)スイミング(4)・「教室」)

テニスコート(7)トライアスロン(1) バッティングセンター (3)

アイスアリーナ・「スケート」(1)少林寺(1)空手(3)合気道(2).....(計 26)

民間営利レジャー施設 ゴルフ練習場(7)ダンス教室(3).....(計 10)

職場企業スポーツ施設 (石川島播磨重工業(株)田無工場、住友重機械工業(株)田無製造所、三共製薬(株)田無工場、東京三菱銀行(計 4))

【野外施設】菅平少年自然の家(田無山荘)有料 1ヶ所

【柳泉園グラウンド】有料(室内プール、野球、テニスコート) 1ヶ所

(4) 西東京市におけるスポーツ施設の構成比一覧

公共スポーツ施設	学校教育施設(小・中・高・大)	民間営利スポーツ施設	職場
14.6% (13)	41.6% (37)	40.4% (36)	3.4% (3)

資料 2 スポーツ施設の整備指針

(保健体育審議会答申平成元年(1989)「21世紀に向けたスポーツの振興方策について」より)

施設の区分	施設の機能	施設の標準的な企画・規模	標準的な規模、 主な付属施設・設備		備考
地域施設	地域住民の日常的な身近な施設	多目的運動広場	面積：10,000平米程度 (野球、ソフトボール、サッカー) (トイレ、更衣室、夜間照明)		市区町村は人口や小・中学校区などをもとに、その実情に即して地域の範囲を設定するものとする。幼児の遊び場は別途考慮する。
		多目的コート	面積：1,200平米程度 (テニス、ゲートボール) (ベンチ、トイレ、更衣室、夜間照明)		
		地域体育館	面積：720平米程度 (バレーボール、バスケットボール、バドミントン、卓球、体操) (トレーニングルーム、会議室)		
		柔剣道場	面積：300平米程度		
		プール(温水)	25m、6～8コース 夜間照明		
市区町村域施設	市区町村全域に機能する施設(主として各種スポーツ競技会やスポーツ行事のために利用される)	総合運動場 (陸上競技場、各種球技場を含む)	公式競技ができる。	(トレーニングルーム、体力・スポーツ相談室、スポーツ資料室、観覧席、レストラン、談話室、会議室、研修室、夜間照明)	
		総合体育館	面積：3,000平米以上		
		柔剣道場	面積：400平米程度		
		プール(温水)	50mまたは25m 8コース		

資料 3 スポーツ行政・施設への人的配置

(15年 4月調査)

(1) スポーツ振興課関係

- | | |
|-----------------|-----|
| (1) 事務局職員 | 6名 |
| (2) スポーツ振興審議会委員 | 10名 |
| (3) 体育指導委員 | 20名 |

(2) (財)文化・スポーツ振興財団関係

- | | |
|-------------|----------------------|
| (1) 派遣職員 | 2名(スポーツ係) |
| (2) 契約職員 | 3名(補充として、5月より2名補充予定) |
| (3) スポーツ指導員 | 4名(退職のため2名減) |

(3) 各施設の管理運営及び受付業務等

- | | |
|----------------------|------------|
| (1) スポーツセンター | |
| ア. トレーニングセンター関係 | 3名 (業者委託) |
| イ. 温水プール | 3名 (業者委託) |
| (2) 総合体育館 | |
| ア. 業務・管理・スポーツ相談等 | 4名(1~2名常時) |
| イ. トレーニングルーム | 2名(業者委託) |
| ウ. 警備 | 1名(業者委託) |
| (3) 北原運動場 | 1名 |
| (4) 市民公園グラウンド | 1名 |
| (5) 向台運動場 | 1名 |
| (6) 芝久保第二運動場 | 1名 |
| (7) テニスコート | 1名 |
| (8) 武道館 | 1名 |
| (9) ひばりが丘運動場 | 1名 |
| (10) 健康広場 | 1名 |
| ・芝久保運動場 | なし |
| ・西原広場 | なし |
| ・市体育館(16~17年度、建替え予定) | なし |

資料 4 求められるスポーツ指導者の資格・分野

(1) スポーツ資格による指導者

- ア 地域スポーツ指導者としての資格：「A級・B級・C級スポーツ指導員」
地域でスポーツ活動を行うクラブ・サークルやスポーツ教室で活躍している指導者。特定の基礎的な理論・技術・戦術や体カトレーニングなどの指導を行う。スポーツ活動の楽しさを伝える指導者である。
- イ 少年スポーツ指導者としての資格：「少年スポーツ指導者・上級指導員」
地域のスポーツクラブなどで活動している発育発達期の少年・少女に対して、適切な運動プログラムの提供や基礎的指導・助言を行い、活動しているスポーツクラブの育成・運営のための基礎的指導・助言を行い、活動しているスポーツクラブの育成・運営のための基礎的指導・指導を行う。
- ウ 競技力向上指導者としての資格：「A級・B級・C級コーチ」
地域でのクラブ指導はもとより、市民競技者の競技力の向上を目的とした指導にあたる指導者。特定種目における基礎的、専門的な理論・技術・戦術・体カトレーニング等の指導にあたる。

(2) スポーツドクター「市民の健康管理者」

スポーツを行う人に対する健康管理とスポーツ外傷に対する予防・診断，治療リハビリテーション、栄養、さらに環境条件との関係など多岐にわたる問題を扱うスポーツ医学の知識を備えた（医師）スポーツドクターは、ますます求められるようになってきている。医師会の協力を得て、実現することをが望まれる。

(3) スポーツグラマー「スポーツ専門指導員」

地域の公共スポーツ施設や各種教室等において、色々な年齢・性別の人が適切なスポーツ活動ができるように、スポーツ相談やスポーツプログラムの提供及び各種トレーニング基礎的指導にあたる。

(4) フィットネストレーナー「民間施設指導者及び学校体育指導者の活用」

スポーツ指導を職業とし、主にスポーツクラブ、フィットネスなどにおいて、専門的指導と各種事業の企画・運営を行う。また、地域に根ざした学校体育指導者として有効な活用が望まれる。

現在、西東京市では(財)日本体育協会スポーツ指導員資格認定者は、次のとおり

- 《スポーツ指導員》「コーチ」》A級 1名・B級 2名・C級 16名
- 《スポーツ指導員》「教師登録者」A級 0名・B級 6名・C級 3名
- 《スポーツプログラマー》7名
- 《アスレティックトレーナー》2名
- 《少年スポーツ指導員》指導員 2名 上級指導員 0名

西東京市スポーツ振興審議会答申審議経過一覧

回	開催年月日	会議の名称	審議の概要
1	平成14年3月14日 午前10時	第9回スポーツ 振興審議会	教育委員会より諮問の受理 「西東京市スポーツ振興計画の策定につ いて」(諮問)。 1. 諮問事項 (1)社会体育施設・整備の充実について。 (2)指導者の育成・活動について。 (3)社会体育事業の推進について。
2	平成14年3月14日 午後2時より	現況視察	西東京市におけるスポーツ施設の全現況 視察。 総合体育館ほか12施設。
3	平成14年4月11日	第10回スポー ツ振興審議会	スポーツ振興計画の枠組みについて協議。 部長より諮問の補足下記4項目の提 示あり。 (1)学校開放(2)水泳教室(3)財団の活用(4) 使用料の統一・意見交換《10月中間答申》
4	平成14年5月30日	第11回スポー ツ振興審議会	1. 市体育館の建て替えについて緊急審議 2. 答申審議のすすめ方、日程等会長素案。
5	平成14年6月20日	第12回スポー ツ振興審議会	(1)西東京市スポーツ振興計画の審議・意見 交換 (2)市体育館の建設について意見書の原案 承認・提出。
6	平成14年7月18日	第13回スポー ツ振興審議会	西東京市スポーツ振興計画について緊急 課題4項目。 10月中間答申に向けて専門部会立ち 上げ。 (1)学校開放・水泳教室第一専門部会設置 (2)財団活用・使用料統一第2専門部会設 置。
7	平成14年8月3日	第1専門部会会議	学校開放・水泳教室について第1専門部 会開催。 骨子・方向性 内容・成文化案等審議。
8	平成14年8月26日	第14回スポー ツ振興審議会	学校開放、水泳教室専門部会審議報告 提案・調査審議。
9	平成14年9月 2日	第2専門部会会議	財団活用・使用料統一化について第2専 門部会開催骨子・方向性・内容・文案等審 議。

10	平成14年9月17日	第15回スポーツ振興審議会	(1)学校開放・水泳教室第1専門部会 継続審議・意見調整。 (2)財団活用・使用料統一化第二専門部会の 検討事案の報告・提案 調整審議。
11	平成14年10月21日	第16回スポーツ振興審議会	(1)第1専門部会 原案 審議・承認 (2)第2専門部会 原案 審議・承認
12	平成14年10月31日	「中間提言」 《表題変更》	表題「合併後の調整を要する施策の重要かつ 緊急な個別的課題」として中間提言
13	平成14年11月18日	第17回スポーツ振興審議会	諮問「スポーツ振興計画」の策定に」ついて 審議のすすめ方。
14	平成14年12月18日	第18回スポーツ振興審議会	「スポーツ振興計画について」基本的な考 え方等について、自由討議
15	平成15年1月20日	第19回スポーツ振興審議会	(1)振興計画体系図 (2)答申日程表 素案 答申に向けて検討・承認
16	平成15年2月17日	第20回スポーツ振興審議会	「スポーツ振興計画」素案、検討・審議
17	平成15年3月17日	第21回スポーツ振興審議会	「スポーツ振興計画」素案、検討・審議 意見交換、調整。
18	平成15年4月21日	第22回スポーツ振興審議会	「スポーツ振興計画」答申原案の検討、審議 成文化・起草委員会立ち上げ。5名
19	平成15年5月 1日 午後2時より	起草委員会	「スポーツ振興計画」章別。担当別成文化原 案の検討、審議、意見調整。
20	平成15年5月19日	第23回スポーツ振興審議会	起草委員会報告成文化最終原案、検討、意 見調整。
21	平成15年6月16日	第24回スポーツ振興審議会	諮問「スポーツ振興計画」における最終答 申案承認

西東京市スポーツ振興審議会委員名簿

任期 平成13年7月1日～15年6月30日

氏 名	職 名	備 考
渡 邊 一 雄	ソフトボール協会会長	会 長
松 嶋 宏	武蔵野女子大学名誉教授	副会長
鶴 田 勝 彦	体育協会副会長	
内 田 勇	体育協会名誉会長	
柴 山 宜 久	住吉小学校校長	
伊 藤 順 蔵	早稲田大学人間科学部名誉教授	
指 田 純	医師会	
能 智 功	田無工業高校校長	平成14年5月14日～
蒲 谷 繁 夫	多摩小平保健所地域保健推進室長	平成15年9月17日～
村 田 正 夫	多摩小平保健所地域保健推進室長	平成14年5月30日 ～平成14年7月15日
丸 山 浩 一	多摩小平保健所地域保健推進室長	平成13年7月1日 ～平成14年3月31日
國 広 宗 猷	田無工業高校校長	平成13年7月1日 ～平成15年4月30日
高 橋 俊 次	田無第三中学校校長	平成13年7月1日 ～平成15年3月31日

印は、起草委員

13 西教生社第 1056 号

平成 14 年 3 月 14 日

西東京市スポーツ振興審議会

会長 渡邊 一雄 殿

西東京市教育委員会

教育長 茂又 好文

西東京市スポーツ振興計画の策定について(諮問)

1 諮問事項

西東京市スポーツ振興計画の策定について

- (1)社会体育施設・整備充実について
- (2)指導者の育成・活動について
- (3)社会体育事業の推進について

2 理由

西東京市のスポーツ行政の指針として「西東京市スポーツ振興計画」を策定する必要があるため。

3 答申期日

中間答申 平成 14 年 10 月

最終答申 平成 15 年 6 月末日